

児童虐待の現状と支援

谷川至孝

(本学教授)

はじめに

「英国における体罰のない子育てへの模索」、筆者が最初に児童虐待をテーマにして執筆した論文の題目である。発行は1994年12月であったから、あれから4半世紀の月日がたった。当時の資料を引きずり出してみた。朝日新聞は1994年3月30日から4月5日まで5度にわたって「親たちの家庭内暴力」と題した特集を掲載し、加えて4月14日から16日まで3日間、その特集への読者からの反応を紹介した。そこでは「虐待する親の多くが子供のころ親に虐待されている。中にはひどい暴力を受けたのに、『あれはしつけだった』などと親を美化して、虐待されたという自覚のない人も多い。…無意識に暴力を正当化しているのだから、自分も子供に暴力をふるいやすく深刻です」(1994年3月31日付朝日新聞)という精神科医斎藤学のコメントを載せている。これに代表されるように、この特集では、心理学的アプローチから説明できる記述が多い。

また、雑誌AERAは1994年5月16日号で、児童虐待の記事を載せた。その見出しは「虐待された親は虐待する」というもので、この見出しだけを見ても、虐待への心理学的アプローチをとっていることがわかる。あらためて通読してみると、「夫婦関係の貧困さや、収入の不安定度、他に育児を助ける人がいなかったかどうかなども複合的に影響して、はじめて暴力につながる」との説が有力だ(8頁)と、今日、社会環境的アプローチととらえられる一文も確かにある。しかし、この記事の前半は、「親から受けた暴力を正当化し、繰り返す」(7頁)と

いった心理学的アプローチで説明される記述で占められ、後半部分は親権の制限について論じられている。児童虐待研究が、「心理学的アプローチ」→親権の制限→「社会環境的アプローチ」と進んできた経緯を考えると、実に興味深い。

その後の研究において、山野良一(2010)は次のとおり論じている。山野は最初にこの論文の視点を次のとおり明確に示している。我が国において、世代間虐待連鎖説やアルコール依存などによる暴力への衝動性をコントロールできない脅迫的虐待など虐待を親個人の病理の問題として理解していくことが、これまで学術的に代表的な理論であった。さらに、マスコミの影響などから、あたかも虐待をする「ひどい」親から子どもを救い出すことが、児童相談所の社会的使命のように世論は認識している。しかし、虐待を「日本において主流な見方である親の個人的な問題とのみとらえるのではなく、親個人や家族全体が、もっと幅広い社会的文脈のなかで作用を受けていることを認識していく必要がある」(192頁)。

このように述べ、次に、アメリカにおける調査・研究に論を進めている。アメリカでも、子ども虐待を貧困問題や社会的な文脈から理解しようとする姿勢は、特に初期はきわめてマイノリティであった。しかし、1990年代以降今日では、貧困問題が子ども虐待に大きな影響を与えていることは、一般的にコンセンサスを得ているという研究者さえいと述べる。そして、こうした子ども虐待の貧富による地域間での偏在的な発生率に注目するのが、子ども虐待に関す

る生態学的研究であると言う。Bronfenbrennerの生態学的研究は、従来の発達学研究を批判し、子どもと様々な環境との相互作用を重視し、次の3つのレベル、「マイクロシステムレベル（家庭内の親子関係など）、エクソシステムレベル（地域や労働環境など）、マクロシステムレベル（文化や福祉政策など）」という多層的な環境相互間の影響のあり方が子どもの発達の方向性を形づくっているとす（203頁）。また、ガルバリノ（Garbarino）は、それまでの研究が子ども虐待現象を親たちの病理的な要因としてとらえていたことを指摘し、そうした「医療モデル」からの転換を試みた。「つまり、生態学的アプローチとは、個人と環境間の相互影響を重視するものであり、単に子ども虐待の直接的な現場である加害親と被害児の関係だけに注目するものではない」（204頁）。

山野は基本的にこうした立場に立った上で、とは言え、多くの貧困家族は虐待をしていないのであり、そこで貧困が虐待に導くプロセスについて、論を進めている。山野はそのプロセスを3つに分類している。第一は、貧困が親たちに与える心理的なストレスであり、第二は貧困や社会資源の不足そのものが、子どもの虐待の可能性を高めることである。例えば、経済的に豊かな親たちは子どものための短期サービスを利用したり、休暇をとったりできるが、貧困な

親たちはそれができず、ワーキング・プアを強いられる。第三には、貧困家庭の親たちの社会的な孤立、インフォーマル及びフォーマルな社会的サポートの貧しさである。

以上のとおり、近年の虐待研究は、虐待の世代間連鎖に代表される発達学的研究（＝心理学的アプローチ）だけではなく、虐待する親やその家族が置かれている社会的文脈を重視し、貧困等の関連で論じる生態学的研究（＝社会環境的アプローチ）が注目されている。

さて、本稿は、今日の児童虐待の現実を示し、それに対してとられている対策を整理し、今後の児童虐待についての支援の在り方について考える。そして、本稿も虐待への社会環境的アプローチを中心に研究を進める。なぜならば、心理学的アプローチは、虐待を被虐待児と虐待加害親との個人的な閉じられた関係の中でとらえがちであり、それは虐待を解決するにあたって、社会の責任をあいまいにし、自己責任として子どもと親を追い詰めかねないからである。

1. 児童虐待に関わるいくつかの誤解

(1) 児童虐待は増えている!?

重篤な児童虐待の報道が後を絶たない。図1は、児童相談所における児童虐待相談対応件数を示している。この図をみても相談対応件数は激増している。

しかし、この数値と共に厚生労働省は以下の

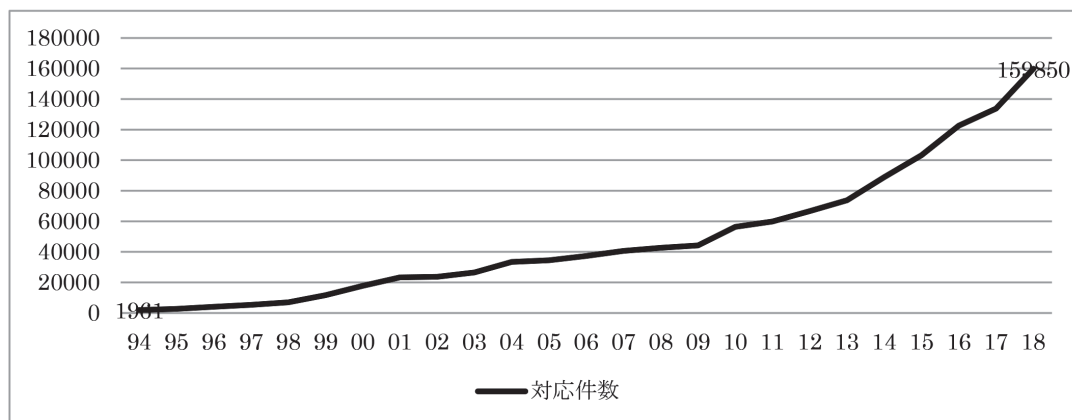


図1 児童相談所における児童虐待相談対応件数

註) 2010年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値、2018年度は速報値（厚生労働省報告より作成）

コメントを記している。

主な増加要因

○心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成29年度：72,197件→平成30年度：88,389件（+16,192件））

○警察等からの通告の増加（平成29年度：66,055件→平成30年度：79,150件（+13,095件））

○心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。（平成29年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

つまり、2004年「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正によって、面前DVを心理的

虐待の中に含めるとされたことを認識しなければならない。それによって図2のとおりDV等による虐待への警察の介入が増加し¹⁾、それが「心理的虐待」の相談対応件数の増加を生みだしており、それ以外の虐待は、図1から受ける印象ほどには増えていない。このことは、児童相談所における児童相談対応件数の内訳を示す図3からも理解できる²⁾。

なお、図4は児童虐待によって死亡した子どもの数であるが、重篤な児童虐待件数は決して増加していない。

(2) なんとひどい親がいるものか：虐待加害者のウェルビーイング
繰り返されるマスコミの報道をきくたびに、

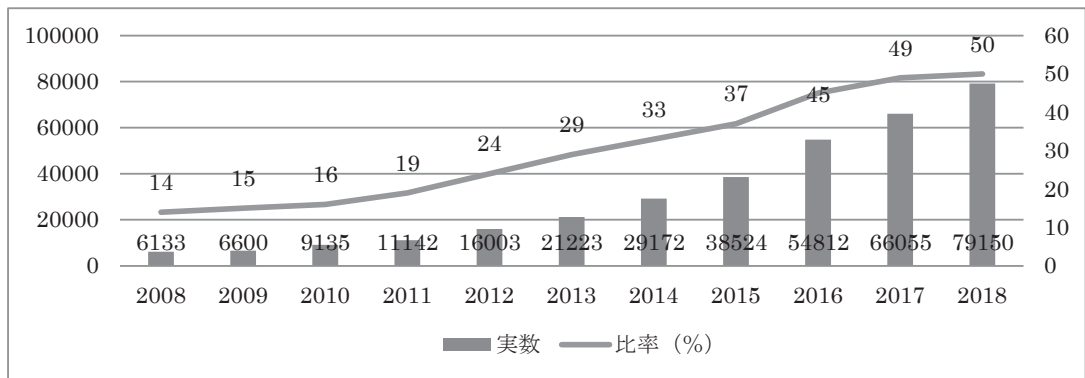


図2 児童相談所への警察からの虐待相談数

註) 2010年度は東日本大震災の影響により、福島県を除いた数値, 2018年度は速報値 (厚生労働省報告より作成)

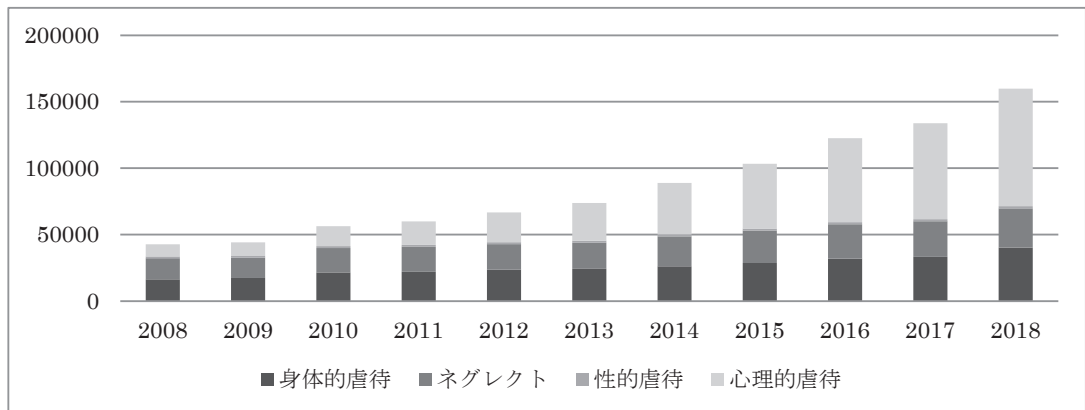


図3 児童相談所における児童相談対応件数の内訳

註) 2010年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値, 2018年度は速報値 (厚生労働省報告より作成)

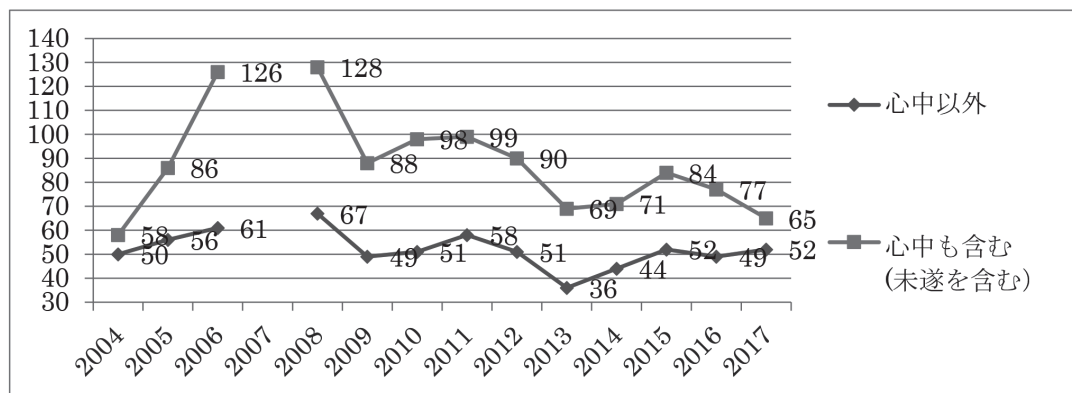


図4 児童虐待による死亡児童数

厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』第2次報告（2004年）～第15次報告（2019年）より作成。なお、2004年から2006年までは1月1日から12月31日まで、2008年から2017年までは4月1日から翌年3月31日までの数値。2007年については2007年1月1日から2008年3月31日までの数値なのでグラフから除いた。

多くの視聴者がまずもっていただく感情は、おそらく「なんとひどい親がいるものか」というものであり、児童相談所の対応の遅さ、甘さだろう。そして、一時保護をはじめとした「権力的介入」を政府（公権力）に求める。結論を先に述べるならば、このような世論は、虐待をする側（親）のウェルビーイング（全体的な幸せ）を顧みておらず、それは虐待を受けている子どものウェルビーイングを損なう結果ともなりうる。そこで、次に虐待をする側に焦点をあてる。

厚生労働省の報告は次のとおりの数値を示している。2016年4月から2017年3月まで（第14次報告）の「心中以外の虐待死」49例のうち、

- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
14次：49.0%（24人）、
1次（2003年7月から12月）～13次（2015年4月～2016年3月）：25.2%
- 妊婦健康診査の未受信
14次：46.9%（23人）、1次～13次：24.0%
- 母子健康手帳の未交付／遺棄
14次：30.6%（15人）
- 3～4ヶ月児健診の未受信
14次：27.3%（6人）
- 1歳6ヶ月児健診未受信
14次：30.0%（3人）
- 3歳児健診未受信
14次：50.0%（3人）

同じく厚生労働省のデータによると、1歳6か月児健診の全体での受診率は、2016年度：96.4%、3歳児健診の受診率は、2016年度：95.1%であるから、被虐待児の受診率の低さは際立っている。

厚生労働省はさらに「若年（10代）妊娠」に焦点をあて、第5次報告（2007年1月～2008年3月）から第14次報告（2016年4月～2017年3月）の間で、心中以外の虐待死99人、心中による虐待死12人についての分析も行っている。それによると、

- 主たる加害者：「実母」：48.6%（54人）、「実父」：10.8%（12人）、「実母と実父」：8.1%（9人）
 - 予期しない妊娠／計画していない妊娠：78.5%（51人）
 - 妊婦健診未受診：53.2%（42人）
 - 母子健康手帳の未交付：32.6%（31人）
 - 死亡時父なし又は不明：34.2%（38人）
 - 養育者の世帯の状況
一人親（未婚）：29.7%（33人）、実父母：27.0%（30人）、祖父母との同居「なし」：64.0%（71人）
 - 市町村民税非課税世帯：45.9%（28人）
 - 家庭の地域社会との接触状況「ほとんど無い」：46.1%（35人）
- 「10代の妊娠」の状況は、虐待加害実母の状

況を凝縮していると考えられる。性行為には当然相手がいる。その相手は性行為の結果に責任を持つとしない。予期しない、望まれない妊娠が多く、妊娠期・産後のケアも不十分であり、母子ともにリスクの高い「飛び込み出産」との関係も指摘される。経済的にも恵まれず、家族や地域社会からも孤立し、相談する相手もない中で、母子家庭で暮らす。そのような姿が浮かび上がる。

このような姿について、もう少し数字をあげる。松本伊智朗（2013）は、2003年度北海道内すべての児童相談所において虐待相談として受理したものの129例について分析し、以下のような数字を示している。

- 子どもの直面する困難と脆弱性
 - 子どもの障害：47.1%，当該児童と兄弟姉妹のどちらかに障害：59.7%，不登校：35.3%，いじめ：18.5%，暴力傾向・非行：28.6%，少なくともいずれか1つ：77.3%
- 家族の経済問題（返済に困る借金・債務、破産、経済的困窮、生活保護受給のいずれか）：72.3%
- 養育者の心身の状況
 - メンタルヘルス上の問題：39.5%，知的障害：20.2%
- 「子どもの障害」（当該児童及び兄弟姉妹のどちらか）のうち経済問題群との重なり：78.9%，社会的孤立群との重なり：45.1%，3つが重複：35.2%，
- 「子どもの障害」「経済問題」「社会的孤立」どれもあてはまらない：5%
- メンタルヘルス上の問題を抱える養育者のうち経済問題群との重なり：72.3%
- 「経済問題」「社会的孤立」「知的障害」のいずれにも当てはまらない養育者：10.1%
- 知的障害のある養育者のうち経済問題群との重なり：87.5%
- DV：26.1%
- 「子どもの障害」（どちらか）のうち「養育者の心身の状況」との重なり：56.3%

この著書で松本伊智朗が強調していることは、虐待が起こっている家庭は、子どもの障がい、

養育者のメンタルヘルス上の問題や障がい、貧困、地域からの孤立、等、複合的な不利益（「重なり合う不利」）を抱え、それらの連鎖の中で生活していることである。そして、以下のとおり問題提起する。「たとえば『養育者の知的障害』という属人的な『リスク要因』をリスクたらしめているのは別の要因、たとえば支援のなさかもしれないし、DVかもしれない。このような視点から、支援の総合性の必要がより明確になるかもしれないし、ある困難が別の困難を生まないような予防的な支援のあり方、その関係を断つような介入とソーシャルワークの機能について、議論を深めることができるかもしれない」（9頁）

もう1つ、総務省行政評価局（2010）『「児童虐待の防止等に関する意識等調査」結果報告書』を見ておきたい。この調査は総務省が2010年8月から9月にかけて行った調査で、児童虐待の実務担当者である、①児童相談所児童福祉司、②市区町村児童虐待相談対応担当者、③小・中学校担当者、④保育所（園）担当者及び⑤児童福祉施設担当者、計8,249人への質問紙調査を行っている。全体の回収率は81.8%である。実務担当者の職種によって質問紙が異なるので、ここでは、①児童福祉司（調査対象数：全国の児童相談所205×4=820、回収率83.9%）②市区町村担当者：全国の1,750市区町村×1、回収率81.7%）、⑤児童福祉施設担当者（調査対象数780施設×2=1560、回収率81.4%）に対する質問＝児童虐待の発生要因は何であると思いますか（3つ回答）、を取り上げてグラフにした。

図5からも、「経済的貧困」「地域からの孤立」「複雑な家族構成」等、虐待家庭は多様な複合的不利益を抱えて暮らしていることがわかる。

さて、ここでまず指摘しておきたいことは、加害親はこのような複合的不利益を抱えて生活しており、それらが積み重なって親を虐待行為に追いやっていることである。そして、これらの複合的不利益は社会環境の要因が多く、従って、加害親個人のみを非難することはできないということである。そして、第二に、松本も指

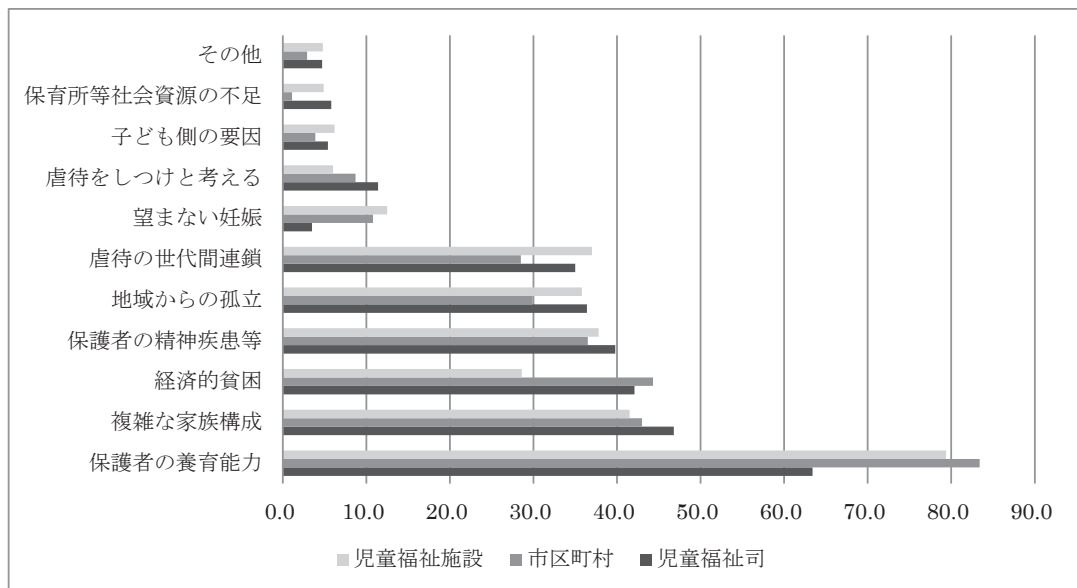


図5 児童虐待の発生要因 (%)

摘しているとおりに、これらのつながり重なり合う複合的不利益の鎖のどこか一か所を断ち切るにより、虐待は減少するであろうことである。第三に、虐待への取り組みは、子どものウェルビーイングへの取り組みだけではなく、親のウェルビーイングへの取り組みでもあることを忘れてはならないということである。虐待を受けている子どもの最善の利益は、虐待をする親から引き離すことではなく、虐待しない親と一緒に暮らすことである。また、虐待をしている親でも子どもが生きがいであることは珍しくはない。従って、安易に子どもを親から引き離すことは親のウェルビーイングを損なうだけではなく、子どもの最善の利益も保証できない。

2. 児童虐待への直近の政府対応

(1) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(2018年7月)と「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(2018年12月)

加熱気味なマスコミの報道に対応して、このところ政府の対応も素早かった。2018年7月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(以下「緊急総合対策」)を発表した。これ

は2018年3月に発覚した東京都目黒区の虐待死事件を受けてのものであった。

この「緊急総合対策」は2つのパートで構成されている。1つは《緊急に実施する重点対策》であり、もう1つは《児童虐待防止のための総合対策》である。前者は、「立ち入り調査手順の明確化」や児童相談所と警察との連携強化、「一時保護を躊躇なく実施する」などであり、ここには家庭への権力的な介入への「強い意志」が感じとれる³⁾。後者は、児童相談所の体制充実、市町村の子ども家庭総合支援体制の充実、乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応、障害のある子どもやその保護者への支援、児童相談所間や関係機関(警察・学校・病院等)間の連携、生活困窮家庭やひとり親家庭等への支援、保護された子どもへの支援(里親・児童養護施設等)等、まさしく虐待を生み出す社会環境的要因の改善への取り組みが提言されている。このような福祉的な取り組みの1つでも虐待家庭に届くことにより、虐待家庭が抱える複合的不利益の鎖を断ち切り、児童虐待を予防しまた重篤化を防ぐことが期待される。

この「緊急総合対策」が示した「骨子」に基づき、2018年12月「児童虐待防止対策体制総合

強化プラン」(児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)が具体的な政策提言を行う。そこでは、「全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築」とうたわれ、具体的に、児童相談所の体制強化(児童福祉司の増員:2017年度実績3240人から2022年度までに2020人程度の増員、児童心理司の増員:同1360人から790人程度の増員)、等が提言された。

(2)『『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について』(2019年2月)と「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(2019年5月)

以上の政策が打ち出された矢先に、2019年1月千葉県野田市の虐待死事件が発覚する。そこで、緊急の取り組みが具体的に指示される。それが、2019年2月の『『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について』である。ここでは、児童相談所および学校において1か月以内に子どもの緊急安全確認を行い、リスクが高いと認識される場合には、「躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること」等が指示され、そしてこの緊急安全確認は2019年2月・3月に確実に実施された。他にも、「緊急総合対策」で提案されていた「児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めること」、「親権者等の意に反する場合の施設入所等の措置」や「親権停止・喪失の申立て等」が強調されており、「緊急総合対策」の権力的介入への「強い意志」が鮮明にされている⁴⁾。

さらに、この2月の指示に続き、5月には文部科学省が「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を発表する。この文書では、「虐待リスクのチェックリスト」や「学校における虐待対応の流れ～通告まで～」、児童相談所へだけではなく、市町村や警察への具体的な「通告の仕方」等が示され、虐待の早期発見、早期対応、速やかな通告が強調されている。そうした

ことの必要性は否定できないが、「虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村(虐待対応担当課)です」(3頁)、「確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われない)」(21頁)、「保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること」(21頁)、といった記述や威圧的・暴力的な保護者への拒絶的な対応が力説されていること等から、本手引きは、学校と児童相談所等との安易な役割分担に陥っており、子どもとその家族のウェルビーイングをホリスティックに支援しなければならず、そのために学校や児童相談所など多様な組織が協力して活動するといった認識に欠けていると言わざるを得ない。そしてその背景には「権力的介入」への前のめりな姿勢がある、とも言える。そうではなく、①日常的に子どもに接し、学校は子どもについて児童相談所とは異なる専門性を有していること、②通告のあったケースのほとんどが一時保護に至らず⁵⁾「在宅での支援」となり、子どもはこれまでどおり学校に通ってくること、③一時保護された場合でも、一時保護は原則2か月以内とされ、その後里親委託・施設入所等のためには、親権者等の同意あるいは家庭裁判所の承認が必要であり、従って多くの場合1か月もたたないうちに⁶⁾子どもは学校に戻ってくること、④保護者との関係性においても「チーム学校」の理念からも明らかのように、これまで以上に学校は保護者とのかかわりを作ろうとしていること等を考え合わせると、学校や児童相談所等、地域の多機関協働による福祉的な取り組みは十二分に尊重されるべきである。

(3)「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(2019年3月)と児童福祉法等の一部改正(2019年6月)

2019年3月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議は「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を発表した。これは、これまでの取組の実施を徹底するとともに、「児童虐待防止対

策の抜本的な強化を図る」とうたい、2020年度予算における具体化や法改正も提案するものであった。以下その内容を抽出する。

1. 子どもの権利擁護

○体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進（法定化）

○子どもの権利，意見表明権の保障

2. 児童虐待の発生予防・早期発見

○妊婦への支援，乳幼児健診未受信者等への安全確認

○地域における子育て支援

○スクールカウンセラーをすべての公立小中学校へ配置する。

○障害のある子どもとその保護者への支援（ペアレントプログラム等）

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

①児童相談所関係

○介入的な対応を行うための児童相談所の体制整備（一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける）

○子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施，解除

○児童福祉司の2000人増員，処遇改善

○児童相談所の業務の外部委託（里親養育支援や保護者支援プログラム）

○中核市・特別区の児童相談所の設置促進

○一時保護所の環境改善・体制強化

②市町村関係

○地域における子ども子育て総合支援体制の構築

○要保護児童対策地域支援協議会の充実・強化

③学校・教育委員会関係

○スクールソーシャルワーカーの配置推進

○学校・教育委員会向けの児童虐待マニュアルの作成

④関係諸機関の連携強化

○DV対応と児童虐待対応との連携

○保護者支援プログラムの推進（民間団体との連携）

○生活困窮世帯に対する支援

○児童相談所・市町村，学校・教育委員会と警察との連携

○親権者の意に反する場合の施設入所等措置や親権停止・喪失の申立ての適切な運用

4. 社会的養育の充実・強化

○里親養育への支援の拡充

○18歳後の自立に向けた支援

繰り返すが，虐待への対応には2つの側面がある。1つは，子どもの一時保護や親権の停止等，「子どもの安全確保」を目的とした家庭への権力的な介入であり，もう1つは，子どもとその家庭全体のウェルビーイングを視野に入れた福祉的な取り組みである。この3月の政策文書についても，2つの側面からの対応が共に提案されている。ただ，ここで，最も注目すべきは，「体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進」の法定化が提案されたことである。これは，これまでの児童虐待への対応の枠に収まらない提案である。そしてこの法定化は，2019年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の一部として速やかに実施された。この法律の全体構造について稿をあらためて論じるべきであるが，ここでは，その概要と「親権者等による体罰禁止」に絞って述べる。

まず，本法の概要は次のとおりである。①親権者等による体罰の禁止，②児童の意見表明権を保障する仕組みの検討，③児童相談所が躊躇なく一時保護などの介入的対応が行えるよう，職員を，介入機能を担う職員と保護者支援を行う職員に分ける。④児童相談所への弁護士や医師・保健師の配置，⑤児童福祉司の配置基準の見直し（児童福祉司の増員），⑥中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援，⑦DV対策の連携強化のため児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携，⑧児童が転居する場合の児童相談所間の連携，⑩知事又は児童相談所は保護者へ虐待再発防止プログラム等を実施するよう努める，である。

次に，「①親権者等による体罰禁止」は具体的に以下の「児童虐待の防止等に関する法

律」の改正によって行われた⁷⁾。

【改正】

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

↑

【改正前】

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

この親の体罰禁止の法定について、決して異を唱えるわけではない。ただ、公権力が私領域に安易にかかわる（踏み込む）ことを、憲法改正等にみられる現在の我が国の政権の国家権力志向の体質から危惧している。その危惧は杞憂だと思なおすにしても、実際に親の体罰をなくすには、次に述べるとおり息の長い取り組みが必要である。

虐待の世代間連鎖について、心理学的なアプローチから学問的に立証されている⁸⁾。と同様に、体罰の世代間連鎖についても立証できると考えている。これについて筆者は冒頭に述べた1994年の論文で、1989年に英国で結成されたEPOCH（End Physical Punishment of Children）と呼ばれる民間団体の主張を次とおり紹介した。「子どもの頃体罰を受けた親は同様に我が子を打つ。なぜならば、子どもは親と自己とを同一視するからである。それが家族の絆の源である。だから、子どもは親が間違っただけをしているということ認めることができない。そこで、ひどい虐待を受けた子どもでさえも、めったに自分自身を犠牲者と捉えず、自分は罰を受けるに値するような間違っただけ

をしたのだと考える。そして、多くの子どもは罰を与えてくれた親に感謝して成長し、自分自身が親になったとき、自分自身の子どもの頃の経験をわが子に繰り返す」（272頁）。またEPOCHは心理学者ミラー（A. Miller）の次の見解についても紹介している。「子どもは体罰を受けたことから生じる怒りや苦痛といった自然な情緒的反応を、自分の親は間違っているという認識から自己を守るために、否定し、内面化する。…そして成人になって体罰を当然のこととして受け入れ、正当化し、結果的に親業において体罰を繰り返しがちである」（272頁）。このようにして、親から体罰を受けて育った子どもは、自分が親になったとき、子どもを体罰でもって厳しく育てることを親としての子どもに対する義務とまで考える親が生まれ続ける。

さらに、同論文では次のデータも紹介した。スウェーデンが1979年に親の体罰を法禁したこと、ところが、1981年にセイブ・ザ・チルドレンがスウェーデンで行った調査では、①「子育てで体罰が必要だと考える親の割合」は「自分自身が親から体罰を受けたことのある親41%」「受けなかったことのない親11%」、②「体罰無しで子育てを行うべきだと考える親の割合」は「自分自身が親から体罰を受けたことのある親56%」「受けなかったことのない親86%」であった。

以上より、親の体罰も世代間で連鎖し、人々の心身のメカニズムの中に埋め込まれていると言える。さらに、我が国では学校体罰が戦後法禁されてきたにもかかわらず、現在でもなくなったとは言えず、それを容認する世論も根強い。これらのことを鑑みたとき、性急な親の体罰法禁は実効性が疑われる。ただ、一方で衆議院の厚生労働委員会で次のような質疑があったことが会議録に記録されている。「スウェーデンでは、体罰を肯定する親が1965年には53%もありました。79年の法改正を挟んで、99年には10%へと減少しています。フィンランドでは、1981年、47%だったものが、1983年に体罰禁止をしたことで、2014年には15%まで減りました。お仕置きとしての軽い体罰も半減しています。ニュージーランドでは、2008年、体罰を容認す

る親が62%だったものが、2007年の法制化を経て、2013年調査では35%に減っています。体罰禁止を法定することが、まず親の意識を変えて、結果として体罰を減らす効果を上げていることが実証されていると言えるのではないのでしょうか（2019年5月17日会議録）。

今回の親の体罰の禁止の法定には、施行後2年以内に民法822条の親の懲戒権についての見直し⁹⁾、という附則が付け加えられている。また、衆議院本会議で、根本厚生労働大臣は、体罰とは何か等のガイドラインを「施行日である2020年4月1日に円滑に執行できるよう、法案成立後速やかに準備を開始する」（2019年6月5日会議録）と答弁している。このような入念な法整備やガイドラインの策定を含めた、「体罰のない子育て」への粘り強い運動が我が国の子育てにおける体罰文化を変容されることも期待される。

3. 児童虐待対応の今日の課題と今後の展望

最後に、以上をふまえて、児童虐待対応の今日の課題と今後の展望を整理しておく。

これまで述べてきた政府対応、「一時保護を躊躇なく実施する」や児童相談所と警察との連携、等、権力的な介入への前のめりな姿勢は否めない。「児童相談所および学校において1か月以内に子どもの緊急安全確認」は2019年2月・3月に確実に実施されたし、ここ数年来児童相談所への警察からの虐待相談件数は顕著に増えている。この姿勢は、2019年5月の文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」においても「速やかな通告」が強調されていることから確認できる。

そして、この権力的介入を導き出しているのは、「子どもの安全確保を最優先」（2018年8月の「緊急総合対策」）というスローガンである。しかし、最後にあらためて強調しておきたい。子どもの虐待への対応には2つの側面がある。1つは権力的な介入であり、もう1つは、子どもとその親のウェルビーイングを共に視野に入れた福祉的な取り組みである。前者は「子どもの安全の確保」という観点から、緊急性が求め

られる場合が多く、即効性もある。それに対し、子ども虐待への抜本的な改善には、後者が必要であり、それは時間もお金もかかる取り組みとなるが、後者を対策の基盤として根強く取り組むべきである。

この観点を中心に、児童虐待の今後の取り組みについて考える。

第一に、「予防的支援」が重視されねばならない。虐待対応に限らず、これまで妊婦健診や乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業の実施、近年ではこれらの事業等をフォローアップする養育支援訪問事業¹⁰⁾も打ち出されている。さらに、子育て世代包括支援センターが法定化（2017年母子保健法）され、設置が進められ、地域における相談や子育て支援の切れ目のない取り組み・充実が図られている。このように、就学前については、全数把握を基盤とした予防的支援についての施策は世界的に見ても遜色ないと言われている¹¹⁾。こうした取り組みの更なる充実が望まれる。

第二に、一方、就学後の予防的支援の施策が不十分である。そこで、今日提案されているものが子どもの全数把握を可能とする学校をプラットフォームとする取り組み、そして、チーム学校の取り組みである。そしてその先には「チーム地域」「地域づくり」への政策展開が望まれる。今後の重要な政策課題である。

第三に、「生活困窮世帯に対する支援」等、虐待家庭の抱える「複合的不利益」そのものへの取り組みや、虐待を行った保護者への再発防止プログラム等、親のウェルビーイングを保障する保護者支援についての現実的な政策提案が乏しい¹²⁾。換言すれば、「一時保護」ばかりが強調され、虐待を生み出す社会環境の改善や一時保護後の取り組みが十分検討されていない。繰り返すが、子どもが一時保護された場合でも、一時保護は原則2か月以内とされ、その後里親委託・施設入所等のためには、親権者等の同意あるいは家庭裁判所の承認が必要であり、事実上、多くの場合1か月もたたないうちに子どもは家庭に戻ってくる。その際、親のウェルビーイングを保障しない限り、子どものウェルビー

イングは保障されない。

第四に「社会的養育の充実・強化」の1つとして、里親制度や養子縁組制度の促進が提言されている。諸外国と比べ我が国では、里親となるハードルが高い等により里親が少ない。「虐待を受けている子どもの最善の利益は、虐待しない親と一緒に暮らすことである」と述べたが、その観点からすれば里親は次善の策である。しかし、親のウェルビーイングの保障と並行して里親制度も促進すべきだろう。

第五に、児童相談所における児童福祉司等の専門人材の確保について、2022年度までに児童福祉司2000人増という具体的な数字をあげて提言されている。この計画の速やかな実施が求められる。加えて、量の確保と同時に質を確保することを忘れてはならない。現状では、児童福祉司の勤務年数3年以内が44%（厚生労働省2018年4月）というデータがある。この現状では児童福祉司の専門性が確保できているとはいえない¹³⁾。その点からも「児童福祉司等への処遇改善」の現実的・具体的な施策が不十分である¹⁴⁾。

第六に、前章で検討した「体罰のない子育て」への粘り強い取り組みが必要である。

第七に、ボランティアセクターの活用が全くと言っていいほど述べられていない。虐待や子どもの貧困等に取り組み、子どもの居場所づくり等に先進的な活動を行っているボランティア組織が我が国でも数多く存在する。そのような組織とも連携・協働する発想がほとんどない。英国の政策では、公・民の多機関が協働し、ボランティア組織が中心的な役割を果たしている¹⁵⁾。

引用文献

- ・ 谷川至孝（1994）「英国における体罰のない子育てへの模索」『大阪音楽大学紀要』33号
- ・ 谷川至孝（2018）『英国労働党の教育政策「第三の道」：教育と福祉の連携』（世織書房）
- ・ 松本伊智朗編著（2013）『子ども虐待と家族：「重なり合う不利」と社会的支援』（明石書店）
- ・ 山野則子（2018）「福祉と教育の協働をめぐる諸問題」『社会福祉学』58巻4号
- ・ 山野良一（2010）「日米の先行研究に学ぶ：子ど

も虐待と貧困」松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困：「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』（明石書店）

註

- 1) 警察以外の虐待相談の経路は、「近隣知人」（2018年度13%）、家族（同7%）、学校等（同7%）、福祉事務所（同5%）と続く。
- 2) 「性的虐待」の割合は統計上1～3%にすぎない。しかし現実にはもっと多いと言われている。図3の内訳は「主たる虐待」を1つ上げたものであり、数種の虐待が行われている場合、「性的虐待」は告知されることが少なく、統計に表れにくい。
- 3) 必ずしも「権力的な介入」ばかりが提案されているわけではない。「転居した場合の児童相談所間における情報共有」や乳幼児健診未受診者等の現状把握などの取り組みについても提言されている。
- 4) 他には、児童福祉司の早期増員等についても述べられている。
- 5) 厚生労働省子ども家庭局「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」（2018年12月）によると、2017年度児童虐待相談対応件数は133,778件であり、虐待により一時保護された件数は21,268件である。
- 6) 厚生労働省子ども家庭局「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」（2018年12月）によると、2017年度の一時保護所保護理由は、51.0%が児童虐待であり、全体の平均在所日数は29.6日である。
- 7) 同様に、児童福祉法33条の2及び47条の改正によって、児童相談所長及び児童福祉施設の長、里親等についても体罰禁止が定められた。
- 8) 近年の論文としては、久保田まり（2010）「児童虐待における世代間連鎖の問題と援助的介入の方略：発達臨床心理学的視点から」（『社会保障研究』45巻4号）参照。
- 9) 国会では「民法第822条の規定を削除することも含め、さまざまな選択肢を視野に入れて検討される」と答弁されている。（令和元年5月17日衆議院厚生労働委員会会議録）
- 10) 厚生労働省の調査では、2017年度、全市町村の84.8%が実施。（厚生労働省子ども家庭局「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」2018年11月）
- 11) 山野則子（2018）参照。
- 12) なお、改正法の附則において、法律施行後5年を目途として、保護者支援を含め「児童虐待の防止等に関する施策の在り方について」

検討し必要な処置を講ずる、とされている。
また、法案審議中、国会で議論が全くされていないわけではない。例えば、一時保護解除の要件として「再発防止プログラム」を保護者に義務付けることについて、根本厚生労働大臣は「虐待を行った保護者本人が問題意識を持って取り組まないと効果が期待できないのではないか」等の理由で、その義務化を否定している。(令和元年5月17日衆議院厚生労働委員会会議録)

- 13) 国会でもこの点に関して、人事異動サイクルの見直し、児童相談所配置経験者の再配置、児童相談所OBの再任用、等の議論がされている。(例えば、令和元年5月22日衆議院厚生労働委員会会議録)
- 14) この点についても、改正法の附則において「速やかに、児童相談所の職員の処遇の改善に資するための措置」を検討し講ずる、とされている。
- 15) 詳しくは、谷川至孝(2018)参照。